平成 28 年度

浜田市一般廃棄物処理実施計画
（ごみ処理編）

浜　田　市

平成 28 年度　浜田市一般廃棄物処理実施計画

（ごみ処理編）

目　　次

1　一般廃棄物の排出状況
⑴　計画区域
⑵　計画期間
⑶　一般廃棄物の計画排出量

2　一般廃棄物の種類と処理主体
⑴　家庭から排出される一般廃棄物
⑵　事業活動に伴って排出される一般廃棄物

3　ごみ処理実施計画
⑴　ごみ発生、排出削減計画に係る主な実施施策
⑵　再生利用計画に係る主な実施施策
⑶　適正処理計画に係る主な実施施策
ア　収集運搬計画
イ　使用済み自己注射針の回収・処理計画
ウ　中間処理計画
エ　最終処分計画
オ　その他

4　一般廃棄物処理等の許可業者
⑴　収集・運搬業
⑵　処分業
⑶　浄化槽清掃業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、平成28年度浜田市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）を次のとおり定める。

1　一般廃棄物の排出状況

⑴　計画区域

浜田市全域とする。

⑵　計画期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

⑶　一般廃棄物の計画排出量

単位：トン

			平成26年度排出量	平成28年度計画排出量
収集	燃やせるごみ		8,993	8,951
	燃やせないごみ		873	870
	資源ごみ	古紙	1,447	1,384
		空缶	186	174
		ペット・プラ容器包装	886	884
		びん	421	397
		廃乾電池	0	0
直接搬入	燃やせるごみ		6,844	6,718
	燃やせないごみ		1,343	1,310
	資源ごみ	古紙	343	343
		空缶	7	7
		ペット・プラ容器包装	12	12
		びん	20	17
合　　計			21,427	21,067

2　一般廃棄物の種類と処理主体

⑴　家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、下記の分別区分による。排出にあたっては分別区分を守り、ごみの減量化・資源化に努める。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">一般廃棄物の種類</th><th rowspan="2">収集運搬</th><th colspan="2">中間処理</th><th colspan="2">最終処分</th></tr>
<tr><th>処理主体</th><th>処理方法</th><th>処理主体</th><th>処理方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせるごみ</td><td>市（委託）</td><td rowspan="2">広域</td><td rowspan="2">焼却</td><td rowspan="2">市（直営）</td><td rowspan="2">埋立</td></tr>
<tr><td>動物の死体</td><td>直接持込又は、市（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせないごみ</td><td>市（委託）</td><td rowspan="2">市（直営）</td><td rowspan="2">破砕・資源化</td><td rowspan="2">市（直営）</td><td rowspan="2">埋立</td></tr>
<tr><td>自己注射針</td><td>市（直営）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">資源ごみ</td><td>古紙</td><td>市（委託）</td><td>市（委託）</td><td>資源化</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>空缶</td><td>市（委託）</td><td>市（委託）</td><td>資源化</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ペット・プラ</td><td>市（委託）</td><td>市（委託）</td><td>資源化</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>びん</td><td>市（委託）</td><td>市（委託）</td><td>資源化</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>廃乾電池</td><td>市（委託）</td><td>業者（委託）</td><td>資源化</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>廃食用油</td><td>市（委託）</td><td>業者（委託）</td><td>資源化</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

⑵　事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、法に基づき排出者自らの責任において適正に処理することが原則である。ただし、一般家庭から排出されるごみと同質且つ同程度の一般廃棄物及び市の規定に基づく少量の産業廃棄物であれば、届出により、市の収集のルールに従って所定のごみステーションへ排出することができる（ただし、ごみステーションを管理する町内会等の承認が必要）。

一般廃棄物の排出者は、減量化・資源化に努め、市の処理施設で処理を行う場合には、排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、又は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する。

3　ごみ処理実施計画

⑴　ごみ発生、排出削減計画に係る主な実施施策

区　　分	事業名等	内　　容
市民・事業者の意識向上	市民活動の促進	市民活動を活発化するよう様々な情報を提供し、市民の自主的な環境保全に関する活動を支援する。
	地域学習と学校教育の推進	地域の自治会や公民館活動における環境学習への住民参加を促進し、学校教育においては総合的な学習などで環境学習に取り組み、環境教材を提供することにより、こどものころから環境に対する意識を高める。
	広報等による啓発	「広報はまだ」に、ごみ減量化やリサイクルについての具体的な取り組み方法を定期的に情報発信する。
	ごみ処理に関する理解度向上の推進	ごみがどのように処理され、どのように再資源化されていくのかを確認してもらうことにより、ごみ処理に関する知識や理解度を深めてもらうため、エコクリーンセンター、不燃ごみ処理場、リサイクルセンター等ごみ処理施設への見学を積極的に受け入れる。
	啓発施設の充実	環境問題やごみ問題、4Rの取り組みなどについて、市民や事業者が「見て・聞いて・触れて」体験しながら実践できる施設の整備を目指す。
	イベントの開催	健康福祉フェスティバルや駅北医療フェスタへ出展し、環境、清掃に関する情報発信を行う。 また、市民、事業者が環境保全の取り組みを情報発信できる環境イベントの開催に取り組む。
「もったいない」行動の推進	マイバック持参運動の推進	「レジ袋無料配布中止」に参加する事業者数の増加に取り組み、マイバック持参率や環境意識の向上を図る。
	リユース品・リサイクル品交換の推進	フリーマーケット等開催場所の提供や開催案内の広報などを支援する。 古着回収において乳幼児用を別回収（当面は市役所のみで回収する。）し、リユース事業の試行を開始する。
	家庭系ごみ減量の推進	「広報はまだ」や浜田市ＨＰ及びイベントにおいて市民に対してリサイクル促進の啓発を行う。
	事業系ごみ減量の推進	商工会議所・商工会との協力体制の構築と直接搬入される事業者へリサイクルごみの分別協力を要請す

		る。
市民との協働推進	地域における環境リーダーの育成	環境清掃指導員を委嘱し、地域における環境リーダーとしての人材育成を図るため研修会を開催する。
	はまだエコライフ推進隊への支援	はまだエコライフ推進隊の活動を支援し、地球温暖化対策、ごみ減量化及びリサイクルについての実践活動を促進する。
	環境ＮＰＯ等市民団体の育成	はまだエコライフ推進隊など既存の市民団体等と連携し、リーダーとなる市民団体を育成する。
	リユース食器の利用促進	廃棄物の減量と地球温暖化防止に効果が期待できるリユース食器の存在を広く市民へ周知するため、当市の開催するイベント等において積極的に導入を進める。また、併せて取組みについて事業者の賛同を得るべく働き掛けを行うとともに、導入事業者に対するその後の支援及び情報提供に努める。
	古着・古布リサイクル事業実施事業者への協力・支援	古着・古布リサイクル事業は、市の事業としては平成 27 年度をもって廃止したが、同様の取組みを行っている市内民間事業者に対して、市ホームページや広報はまだへの情報掲載など、広報活動の面において支援を行うことにより、引き続きリサイクルの推進に取組むこととする。
	生ごみ減量器具の普及促進	平成 27 年度をもって廃止した生ごみ処理機購入補助事業に代わって、生ごみに含まれる水分を取り除く専用器具の普及促進に取り組む。具体的には、各メーカーが製造している様々な器具のモニタリングを実施し、効果、使い勝手の良さ及び経済性などの面から総合的に評価を行った上で、より優れた製品を選出し、市民へ情報提供するとともに、市内小売店へ製品取扱・販売について要請する。
流通・販売事業者との協力推進	販売店への協力要請	マイバック持参運動の推進や簡易包装の推進及び資源ごみの店頭回収などの協力を要請する。
	しまねエコショップの推進	エコショップ認定への協力を要請する。
協議体制の整備	環境清掃対策審議会の開催	ごみ処理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進捗管理を行う。

⑵　再生利用計画に係る主な実施施策

区　　分	事業名等	内　　容
マテリアルリサイクルの推進	資源ごみ分別徹底の啓発	正しいごみの分別に協力してもらうため、ごみ収集カレンダー及びごみ分別早見表を作成し、分別方法等の周知を図る。 分別の悪いものについては、違反ステッカーを貼付して収集しない措置をとる。
	直接搬入資源ごみの無料化	リサイクルセンターへの搬入手数料を無料化し、かん、びん及びペットボトル（本体）のリサイクルを推進する。
	新たなリサイクル	エコクリーンセンターで発生するスラグを工事の埋め戻し等の土木資材として有効利用を図る。
	ストックヤードの整備	旧浜田清掃第一処理場及び旧浜田市三隅ごみ処理センターを解体し、跡地に分別回収した廃乾電池や使用済み蛍光管などの資源物を効率的にリサイクルするためのストックヤードを整備することとしている。 平成 28 年度は、旧浜田第一市処理場の建屋の取壊しに関する設計業務等を行う。
サーマルリサイクルの推進	燃やせるごみ処理の排熱利用	エコクリーンセンターで燃やせるごみの処理過程で発生する熱を利用した発電を行う。
	廃食用油の有効利用	本庁及び各支所に回収タンクを設置し、収集・処理等を社会福祉法人いわみ福祉会に委託し、バイオディーゼル燃料として再生する。

⑶　適正処理計画

ア　収集・運搬計画

（ア）　一般廃棄物の収集方法

一般廃棄物の種類		収集頻度					収集方法
		浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
燃やせるごみ		2 回/週	2 回/週	2 回/週	2 回/週	2 回/週	ステーション
動物の死体		随時	随時	随時	随時	随時	本庁・各支所
燃やせる粗大ごみ		2 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/2 月	1 回/月	ステーション
燃やせないごみ		2 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	ステーション
燃やせない粗大ごみ		2 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/2 月	1 回/月	ステーション
危険物・有害物		2 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	ステーション
資源ごみ	びん	2 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	ステーション
	古紙	2 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	ステーション
	ペット・プラ	1 回/週	1 回/週	1 回/週	1 回/週	1 回/週	ステーション
	かん	2 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	ステーション
	通年回収	随時	随時	随時	随時	随時	本庁・各支所
廃食用油		週 1 回	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	拠点 5 箇所
直接搬入		随時	随時	随時	随時	随時	－

（イ）　特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める対象機器の処理方法

家電リサイクル法に定める対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）については、市は収集・処理しない。

【処理方法】

①　指定引取場所に持ち込む場合

郵便局でリサイクル料金を支払い、発行される家電リサイクル券を添えて指定引取場所に直接持ち込む。

②　小売業者に引取りを依頼する場合（処分しようとする家電製品を購入した小売業者、又は買換えの際購入する小売業者に依頼する場合）

小売業者又は郵便局でリサイクル料金を支払い、発行される家電リサイクル券を添えて小売業者に引取りを依頼する。

（ウ）　家庭用パソコンの処理方法

資源有効利用促進法に基づいて家庭で不要になったパソコンは、市では収集・処理しないが、店頭において小型家電として無料回収している市内家電量販店と連携して、リサイクル率の向上に努める。

（エ）　収集・運搬に関する施策に係る主な実施施策

事業名等	内　　容
福祉向上のための収集サービス	高齢者や介護が必要な市民、障がいのある市民を対象にごみの戸別収集を行う。
ごみステーションの適正管理指導	引き続きステーション方式によるごみの収集を行う。ごみステーションの新設要望については、収集ルート等の条件を勘案しながら地元等と協議を行う。
資源ごみステーションの整備	総合福祉センター及び金城、旭、弥栄、三隅の各支所に設置したリサイクルボックスによる、缶、びん及びペットボトル（本体）の収集を継続する。
ごみ収集運搬業の許可	ごみ収集運搬業に関する許可件数は現状を維持し、引き続き原則として新規許可は行わない。
ボランティア清掃	市が所有又は管理している公園、道路や海岸を町内会やその他の団体等が清掃した際には、同町内会等に対し市からボランティア袋を提供し、一定のルールのもとに集積されたごみを収集運搬・処理する。 また、国や県等、市以外が所有又は管理している公共施設等をボランティア団体等が清掃した際に排出するごみについても同様の取扱いとする。ただし、市が処理困難物に分類しているものについては、それぞれの管理者が責任をもって収集運搬・処分することとする。

イ　使用済み自己注射針の回収・処理計画

（ア）　回収方法

①　病院による回収

患者が持ち込む使用済み自己注射針を回収する（それぞれの病院において安全な回収に努める）

②　薬局による回収

薬局窓口において、薬局名及び患者名の記載欄を設けた専用ラベルを貼付した専用容器を配布のうえ、浜田薬剤師会に加盟する各薬局窓口において回収し、市環境課へ持参する。

（イ）　処理方法

①　病院が回収したもの

各病院において適正に処理する（一般廃棄物に該当するものは、市が処理す

ることも可能）

② 薬局が回収したもの

市が処理する（当面の間、不燃ごみ処理場において処理する）

ウ 中間処理計画

（ア） 処理施設の概要

① 焼却施設

施設名	エコクリーンセンター
所在地	江津市波子町ロ 321 番 1
処理対象物	燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ
処理能力	98ｔ/日（49ｔ/日×2 炉） 発電能力 1,800kw
処理方式	高温ガス化直接溶融炉（24 時間稼動）

② 不燃ごみ処理施設

施設名	浜田市不燃ごみ処理場
所在地	浜田市生湯町 935 番地
処理対象物	燃やせないごみ、燃やせない粗大ごみ
処理能力	20ｔ/日（5H）
処理方式	縦型破砕機

③ 資源化施設

施設名	石央リサイクルセンター
所在地	浜田市生湯町 1909 番地 31
処理対象物	びん、缶、ペットボトル、プラスチック容器包装
処理能力	びん、缶：7.95ｔ/日 ペットボトル、プラスチック容器包装 7.51ｔ/日
処理方式	びん：破袋機、除袋機、手作業色別選別 缶：破袋機、除袋機、手作業除去、磁選機、アルミセパレーター ペットボトル、プラスチック容器包装：破袋機、手作業除去、圧縮機、圧縮梱包機

（イ） 中間処理に関する施策

事業名等	内　　容
広域圏による可燃系ごみ処理	施設の適正な維持管理が行えるよう、浜田地区広域行政組合の施設運営に協力する。 また、埋立処分量削減のため廃プラスチックの焼却について、浜田地区広域行政組合と連携して検討を行う。
不燃系ごみの処理	安定した適正処理のため、計画的な施設の保守・点検・整備を行い、適正な維持管理に努める。

エ　最終処分計画

（ア）　最終処分場の概要

施設名	浜田市埋立処分場	浸出水処理施設
所在地	浜田市生湯町	浜田市生湯町 935 番地
埋立容量（処理能力）	62,000 ㎥	70 ㎥/日
埋立方式（処理方式）	サンドイッチ方式	生物処理（回転円盤）、凝集沈殿処理、高度処理（活性炭吸着）

（イ）　最終処分に関する施策

事業名等	内　　容
最終処分場の適正管理と跡地利用	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出及び最終処分場埋立処分終了届出を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて作成した埋立終了後の維持管理に関する計画書により最終処分場の適正な維持管理を行う。 また、地元要望等を踏まえて廃止基準に適合した後の跡地活用方法について検討する。
新最終処分場の運用管理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた最終処分場の適正な維持管理を行い、地域環境を保全する。

オ　その他

事業名等	内　　容
不法投棄対策	警察などの関係機関と連携したパトロールの強化や、不法投棄やポイ捨てをされやすい場所に注意看板を設置するなど、ごみを捨てにくい環境をつくっていく。
在宅医療廃棄物（使用済み自己注射針）対策	在宅医療廃棄物の回収率向上及び適正処理に向け、市内医療機関と連携を図りながら、対象者に対して指導並びに周知啓発を行う。
災害廃棄物対策	市民に地域防災計画の周知を図るとともに、災害時には生活ごみ及び災害廃棄物の適正処理が行えるよう、市民に対するごみの排出方法の周知やごみ収集車及び人員の確保とその適正な配置を行う。
漂着ごみ対策	市民ボランティア団体等の海岸清掃活動参加支援を行うとともに、一定のルールのもとに集積されたごみを収集運搬・処理する。 ただし、市以外の者が管理する海岸等から発生するごみで市が処理困難物に分類しているものの収集運搬・処理については、それぞれの海岸管理者が責任もって行うこととする。 また、事業実施のための予算獲得に向け、国、県への働きかけを継続して行う。

4　一般廃棄物処理等の許可業者

⑴　収集・運搬業

ア　ごみ

業　者　名	住　　所	電　話	備　　考
門田産業（有）	大辻町 40	22-3322	三隅自治区内は除く
（有）浜田浄化センター	生湯町 1892-4 （生湯工場）	22-3883	三隅自治区内は中間処理したものに限る
（有）ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	三隅自治区内は除く
西日本高速道路メンテナンス中国（株）	高佐町 3461-2	22-1411	浜田自動車道区域内に限る
ベンリ社	港町 283-22	22-5408	三隅自治区内は除く
（株）伊藤鉄男商店	下府町 199-2	28-0841	三隅自治区内は除く
（農）大元養豚組合	生湯町 1873-4	22-7548	動植物性残渣に限る
(有)静脈センター	片庭町 77	22-0274	三隅自治区内は除く
（有）石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅自治区内に限る

イ　浄化槽汚泥

業　者　名	住　　所	電　話	備　　考
門田産業（有）	大辻町 40	22-3322	浜田自治区内
（有）浜田浄化センター	原井町 957	22-3942	浜田自治区内
（有）ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	浜田、金城自治区内
（有）大成浄化センター	日脚町 283-1	26-0600	浜田、金城自治区内
（有）石見浄化槽センター	江津市都野津町 2307-43	53-1515	浜田、金城、旭、弥栄自治区内
（有）石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅自治区内
（有）江津衛生公社	江津市都野津町 2307-12	52-4000	金城、旭、弥栄自治区内の農業集落排水事業による施設整備地区に限る

ウ　し尿

業　者　名	住　　所	電　話	備　　考
門田産業（有）	大辻町 40	22-3322	浜田自治区内
（有）浜田浄化センター	後野町 723	22-0337	浜田自治区内
（有）ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	浜田、金城自治区内
（有）江津衛生公社	江津市都野津町 2307-12	52-4000	金城、旭、弥栄自治区内
（有）石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅自治区内

⑵　処分業

業　者　名	住　　所	電　話	備　　考
（有）浜田浄化センター	生湯町 1892-4 （生湯工場）	22-3883	
（有）寺本建設	旭町今市 469	45-0156	廃タイヤに限る

⑶　浄化槽清掃業

業　者　名	住　　所	電　話	備　　考
門田産業（有）	大辻町 40	22-3322	浜田自治区内
（有）浜田浄化センター	原井町 957	22-3942	浜田自治区内
（有）ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	浜田、金城自治区内
（有）大成浄化センター	日脚町 283-1	26-0600	浜田、金城自治区内
（有）石見浄化槽センター	江津市都野津町 2307-43	53-1515	浜田、金城、旭、弥栄自治区内
（有）石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅自治区内
（有）江津衛生公社	江津市都野津町 2307-12	52-4000	金城、旭、弥栄自治区内の農業集落排水事業による施設整備地区に限る